

備えの種をまこう。



園芸施設共済

NOSAIの園芸施設共済が
多発する災害からあなたの財産を守ります



安心のネットワーク

NOSAI 埼玉県農業共済組合

加入できるもの

所有または管理する施設の合計面積が100㎡以上の農家の方が加入できます。

※水稲共済等で組合員となっている方に面積要件はありません

必ず加入

特定園芸施設

- ガラス室
- 鉄骨ハウス
- パイプハウス
- 雨よけハウス
- 多目的ネットハウス



※トンネルフレーム等除く

オプション加入

附帯施設

- 冷暖房施設
- 換気施設
- カーテン装置
- かん水施設
- 自動制御施設など



撤去費用

- 倒壊した施設の撤去に要した費用



施設内農作物

- ハウス内で栽培する農作物（野菜・花き・鉢物など）



※育苗中の農作物等除く

復旧費用

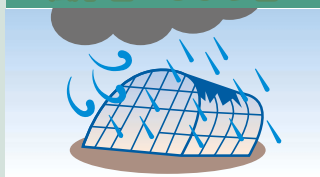
- 特定園芸施設（被覆材除く）又は附帯施設を復旧するのに要する費用



補償対象となる災害

被害を受けた際には職員が損害評価を行いますので、**速やかに最寄りのNOSAIまでご連絡ください。**

風水害・ひょう害



雪害



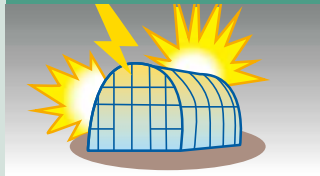
火災



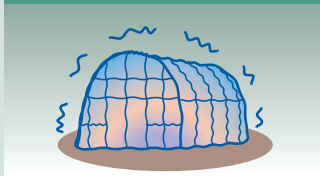
破裂・爆発



落雷



地震



鳥獣害



病虫害



※施設内農作物一般方式に限る

補償対象とならない場合

- ①通常すべき管理、損害防止を怠った場合
- ②損害発生の通知を怠り、不実の通知をした場合
- ③人為的な損害（故意、盗難、いたずら等）
- ④附帯施設の故障及び老朽化
- ⑤施設内農作物の降霜害、生理障害、連作障害、薬害、高低温障害
- ⑥損害額が1棟ごとに選択された小損害不填補の基準を超えない場合
- ⑦部材そのものに損害がない場合（ビニール、ネットのめくれ等）
- ⑧申込の際に設定した未被覆期間中に発生した被覆、施設内農作物の損害
- ⑨被害申告の遅滞

※損害評価をする前に修復等を行うと補償対象外とさせていただきます。

補償期間

毎月5日、15日、25日から原則1年間です。

- ①掛金は責任開始日の前日までに納入していただく必要があります。
- ②コンプライアンス（法令遵守）の観点から、掛金等の納入については、口座振替をご利用ください。



標準コース

付保(補償)割合

特定園芸施設 1 棟ごとに40%から80%の範囲で選択できます。

小損害不填補

共済金は、共済事故による損害額が特定園芸施設 1 棟ごとに選択した下記小損害不填補の金額を超える場合に支払われます。

3 万円または共済価額の20分の 1

10万

20万

50万

100万

充実コース【手厚い補償がほしい方へ】

付保(補償)割合追加特約

付保(補償)割合「80%」を選択した場合に限り、付保(補償)割合「10%」または「20%」を追加することができ、付保(補償)割合を「90%」または「100%」まで引き上げることができます。※施設内農作物は対象外

小損害不填補1万円特約

小損害不填補「3 万円または共済価額の 5 %」を選択した場合に限り、1 棟ごとに「小損害不填補 1 万円特約」を付けることができます。ただし、共済価額の 5 %が 1 万円を下回る場合は選択できません。

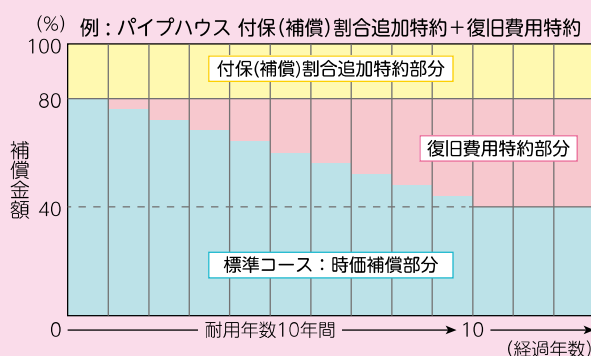
撤去費用特約

施設本体の解体、処分に係る請求書または領収書等から撤去費用を算出し、共済金をお支払いします。撤去に要した金額が100万円を超える場合、または本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超える場合に共済金の支払い対象となります。㎡当たりの価額は下記のとおりです。

ガラス室	鉄骨ハウス	パイプハウス 多目的ネットハウス	補償額
1,200円	880円	290円	①請求書等の金額×付保(補償)割合 ②撤去費用の価額×損害割合×付保(補償)割合 ※①②のうち低い方が適用されます。

復旧費用特約

施設本体・附属施設の再建、修理に要した費用を、復旧費用共済金額を限度に共済金をお支払いします。再建、修理等の実費が時価補償額を超えた場合に共済金の支払対象となります。



補償額

★復旧作業の実施者が施工業者の場合
①(請求書等の金額 - 時価補償部分被害額)×付保(補償)割合
②復旧費用特約部分価額×損害割合×付保(補償)割合
※①②のうち低い方が適用されます。

★復旧作業の実施者が施工業者以外の場合
復旧に係る資材費等の金額+※復旧面積×100円/㎡

※全損した場合の復旧面積

・引受時の設置面積と復旧後の設置面積のいずれか小さい面積

※分損した場合の復旧面積は以下のいずれか小さい面積

・引受時の設置面積×損害割合

・復旧後の設置面積-引受時の設置面積×(1-損害割合)

更に経営の安定！を

◎施設内農作物に関する様々な収入減少を補填いたします。

収入保険 に加入することで、施設内農作物の補償を充実!!

- たとえば...
- ①台風、降雪などによる自然災害や病虫害による収量の減少
 - ②ケガ、病気等による身体的理由による収穫不能
 - ③新型ウイルス等の影響で利用者が減少(直売所・取引先)

収入の補償

※「園芸施設共済」の施設内農作物の補償は、生産費のみの補償となります。収入の補償を希望される場合は、収入保険への加入をお勧めいたします。

共済金額（補償金額）

- ①特定園芸施設の時価額
- ②附帯施設の時価額
- ③施設内農作物の生産費
- ④撤去費用の価額
- ⑤復旧費用の価額



付保（補償）割合

80%・70%・60%・50%・40% より選択

付保（補償）割合追加特約

20%・10% ※施設内農作物は対象外

農家負担掛金

共済金額



共済掛金率



1/2（農家負担分）

①掛金の半分を国が負担しています。

ただし、復旧費用特約の掛金、付保割合追加特約の掛金、小損害不填補1万円特約の掛金及び農家ごとの共済金額が1億6千万円を超えた部分の掛金については、全額農家負担となります。

②小損害不填補を高く設定することにより、掛金を安く抑えることが可能です。

③未被覆期間がある場合は、被覆期間、未被覆期間毎に掛金を計算します。（未被覆期間の掛金率は被覆期間の掛金率の2%程度）

④共済掛金率は、施設の区分や加入方法によって異なります。

⑤危険段階共済掛金率により、農家ごとに過去の被害状況に応じた共済掛金率が適用されます。

⑥別途、事務費賦課金が必要となります。

※農家負担掛金と事務費賦課金は所得税法の規定により必要経費として認められ、所得から控除できます。

掛金・賦課金の割引制度があります！

集団加入割引

園芸施設共済に集団で加入することにより、掛金・賦課金が割引されます。

生産組織内の加入率が80%を超え、かつ加入率が上昇した場合



掛金5%割引



さらに生産組織内で5人以上園芸施設共済に加入している場合



5～9人加入
賦課金10%割引



10人以上加入
賦課金20%割引

太いパイプハウスの割引

骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られている補強ハウス



掛金15%割引



※詳しくはお近くのNOSAIまでご連絡ください。

加入の目安表（100㎡当たりの補償額と掛金等）

	施設区分 20型 ガラス室	標準コース (本体+被覆)	新築時				標準コース (本体+被覆)	耐用年数経過後(14年)			
			オプション					オプション			
			復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約		復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約
骨材 鉄骨	補償額	182万円	—	10万円	45万円	—	91万円	91万円	10万円	23万円	—
被覆 ガラス	掛金等	2,900円	—	+60円	+1,200円	+20円	1,450円	+2,500円	+60円	+600円	+10円

	施設区分 40-1型 パイプハウス	標準コース (本体+被覆)	新築時				標準コース (本体+被覆)	耐用年数経過後(10年)			
			オプション					オプション			
			復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約		復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約
骨材 パイプ	補償額	41万円	—	2万円	10万円	—	18万円	15万円	2万円	4万円	—
被覆 ダイスター等	掛金等	5,200円	—	+400円	+2,400円	+10円	2,200円	+2,600円	+400円	+1,100円	+10円

	施設区分 40-2型 パイプハウス (31.8mm以上)	標準コース (本体+被覆)	新築時				標準コース (本体+被覆)	耐用年数経過後(10年)			
			オプション					オプション			
			復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約		復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約
骨材 パイプ	補償額	56万円	—	2万円	14万円	—	25万円	23万円	2万円	6万円	—
被覆 ダイスター等	掛金等	6,100円	—	+400円	+2,800円	+10円	2,800円	+3,500円	+400円	+1,300円	+10円

	施設区分 50型 鉄骨ハウス下	標準コース (本体+被覆)	新築時				標準コース (本体+被覆)	耐用年数経過後(14年)			
			オプション					オプション			
			復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約		復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約
骨材 鉄骨+パイプ	補償額	57万円	—	7万円	14万円	—	26万円	24万円	7万円	7万円	—
被覆 ダイスター等	掛金等	8,600円	—	+300円	+4,000円	+10円	3,900円	+2,700円	+300円	+1,900円	+10円

	施設区分 61型 鉄骨ハウス甲 (軟質フィルム)	標準コース (本体+被覆)	新築時				標準コース (本体+被覆)	耐用年数経過後(14年)			
			オプション					オプション			
			復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約		復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約
骨材 鉄骨	補償額	140万円	—	7万円	35万円	—	66万円	63万円	7万円	17万円	—
被覆 ダイスター等	掛金等	7,300円	—	+100円	+3,300円	+10円	3,500円	+3,300円	+100円	+1,600円	+10円

	施設区分 62型 鉄骨ハウス乙 (硬質フィルム)	標準コース (本体+被覆)	新築時				標準コース (本体+被覆)	耐用年数経過後(14年)			
			オプション					オプション			
			復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約		復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約
骨材 鉄骨	補償額	169万円	—	7万円	42万円	—	83万円	63万円	7万円	21万円	—
被覆 E7クリン等	掛金等	12,000円	—	+300円	+5,600円	+20円	5,900円	+5,300円	+300円	+2,700円	+10円

	施設区分 70型 鉄骨ハウス上 (合成樹脂板)	標準コース (本体+被覆)	新築時				標準コース (本体+被覆)	耐用年数経過後(14年)			
			オプション					オプション			
			復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約		復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約
骨材 鉄骨	補償額	170万円	—	7万円	44万円	—	75万円	63万円	7万円	19万円	—
被覆 ポリカ板	掛金等	8,500円	—	+150円	+3,800円	+20円	3,600円	+3,700円	+150円	+1,600円	+10円

	施設区分 80型 雨よけハウス	標準コース (本体+被覆)	新築時				標準コース (本体+被覆)	耐用年数経過後(10年)			
			オプション					オプション			
			復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約		復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約
骨材 パイプ	補償額	37万円	—	2万円	9万円	—	16万円	15万円	2万円	4万円	—
被覆 ダイスター等	掛金等	10,600円	—	+300円	+5,100円	+10円	4,800円	+3,200円	+300円	+2,300円	+10円

	施設区分 90型 多目的ネットハウス	標準コース (本体+被覆)	新築時				標準コース (本体+被覆)	耐用年数経過後(14年)			
			オプション					オプション			
			復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約		復旧費用	撤去費用	付保追加特約 (20%)	小損害不填補 1万円特約
骨材 アルミ支柱	補償額	6万円	—	2万円	2万円	—	3万円	3万円	2万円	1万円	—
被覆 ネット	掛金等	1,000円	—	+100円	+450円	+10円	400円	+1,100円	+100円	+200円	+10円

●標準コース(本体+被覆)試算条件

- ①小損害不填補の基準は、3万円または共済価額の20分の1を選択したもので算出 ②補償額は、補償割合80%で算出
③被覆期間は12ヵ月で算出 ④掛金等は掛金と賦課金の合計額 ⑤標準的な掛金率を適用

重要事項の説明書

この説明書は、「金融商品の販売に関する法律」の施行に基づき、農業共済事業に御加入いただくにあたり、加入者の皆さんに、農業共済事業の特徴やリスクを御理解いただくために作成したものです。

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと組合と国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っておりますが、次のような場合には共済金等の全額または一部が支払われないこと又は共済関係を解除することがありますので、御了解のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 通常すべき管理やその他損害防止の義務を怠った場合。
- (2) 損害防止のために特に必要な処置の指示に従わなかった場合。
- (3) 共済目的の譲渡、移転、解体、増築、構造もしくは材質の変更又は共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く。）若しくは滅失、共済目的を他の保険又は共済に付したこと、特定園芸施設の被覆期間の変更、施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更、施設内農作物の発芽又は移植の通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合。
- (4) 共済事故の発生及び共済金の支払を受けるべき損害があると認められるときに、遅延なく農業共済組合への通知を怠った場合。
- (5) 当該申込みの際、特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附属施設の種類及び経過年数、施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をした場合（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- (6) 正当な理由がないのに特定園芸施設の被覆期間の変更に伴う増額分を、異動通知の日から起算して2週間以内に組合員負担共済掛金の払込みを遅滞した場合。
- (7) 植物防疫法により、移動が禁止されている植物等を持ち込んだことによって生じた損失の額。
- (8) 正当な理由がないのに組合員負担共済掛金の分納において、第2回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅延した場合。
- (9) 農業共済組合の財務状況によっては、お支払いする共済金が削減されることがあります。

農業共済事業は、農業保険法に基づき農業経営の安定を図るべく実施されている事業です。以下、農業共済事業を御紹介いたします。

農作物共済（水稻・陸稲・麦）
 家畜共済（牛・馬・豚）
 果樹共済（なし・ぶどう）
 畑作物共済（大豆・スイートコーン・茶・蚕繭）
 園芸施設共済（特定園芸施設・附属施設・施設内農作物）

この重要事項の説明書のご承知は、加入申込書（又は変更届出書）兼引受評価書の提出をもって、御了承いただく旨よろしくお願い申し上げます。

共済関係の承継

相続や経営移譲などに伴う共済関係に関する権利義務を譲渡人より譲受人に承継することができます。承継には組合の承諾が必要なため、譲受の日から2週間以内に申請をしてください。

個人情報取扱い

ご加入の内容、加入申込書等記載事項やその他知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、当農業共済組合（以下「組合」という。）が、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。

また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

当組合は、農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、国との間で個人情報を業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、国、地方公共団体、JA等の実施する調査に協力する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

お申し込み、ご質問またはお問合せは最寄りの農業共済組合へ

本所 〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
 TEL 048-645-2141 FAX 048-645-2144

中部統括支所 〒350-0011 川越市大字久下戸3523-1
 TEL 049-235-8711 FAX 049-235-8713

東松山支所 〒355-0035 東松山市大字古凍28-1
 TEL 0493-22-0655 FAX 0493-22-0840

上尾支所 〒362-0005 上尾市大字西門前523-1
 TEL 048-779-6911 FAX 048-779-6917

北部統括支所 〒360-0843 熊谷市三ヶ尻322
 TEL 048-533-8030 FAX 048-533-8040

秩父支所 〒368-0013 秩父市永田町1-8
 TEL 0494-22-0647 FAX 0494-23-0689

東部統括支所 〒361-0012 行田市大字下須戸913
 TEL 048-559-1588 FAX 048-559-1578

宮代支所 〒345-0831 南埼玉郡宮代町大字須賀700-1
 TEL 0480-32-1015 FAX 0480-32-5432